

益田市農業委員会第18回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)12月23日(木) 15:00~17:00
開催場所 市役所 3階 大会議室
2. 出席 農業委員(14名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 8番 佐原 晃子 9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 14番 豊田 浩
15番 宮川 有衣 16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(2名)
7番 田中 綾 12番 豊田 志摩
4. 出席 農地利用最適化推進委員(22名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 河野 正憲 領家 耕一
和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介 豊田 繁雄
中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光 岡崎 定佳
渡邊 豊孝 三浦 和顕
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(2名)
永見 浩二 河野 光好
6. 提出議案
議第 102号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 105号 農地でないことの確認について
議第 106号 農用地利用集積計画の決定について
議第 107号 農地等権利移動制限特例区域設定について
報第 91号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 92号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 93号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 94号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第 95号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する
届出について
報第 96号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
7. 議事に参加した職員
石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事
田中美都総合支所地域振興課長、藤本匹見総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 18 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、8 番の佐原晃子委員、9 番の北條義洋委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は 7 番の田中綾委員、12 番の豊田志摩委員、永見浩二推進委員、河野光好推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。はじめに「議第 102 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、白上町の畑 1 筆 495 m²です。譲り渡し事由は、高齢となり後継者もおらず、農地の管理、耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>豊田浩委員</p>	<p>14 番の豊田です。12 月 13 日に岡崎推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇になります。現地は少し枯れ草がありましたが、耕作には問題のない程度でした。譲受人ですが、〇〇でも耕作をしており、状況を〇〇委員にも確認をしましたが、問題はないとのことでした。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>岡崎定佳推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は 1 件です。ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などございませんか。</p>

	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 102 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 103 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号 1 番につきましては議事参与の関係がありますので、議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、乙吉町の田 1 筆 561 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断致します。 転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
事務局	
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 12 月 11 日に大畑委員と 2 人で行いました。場所は〇〇の裏手になります。既に駐車場として使用されています。始末書、土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは整理番号 1 番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号 1 番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは2番の説明をお願いします。</p> <p>整理番号2番 土地の所在は、喜阿弥町の田1筆 420㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、個人住宅及び車庫で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>柳田継男委員</p>	<p>13番の柳田です。現地確認は12月15日に宮内推進委員と〇〇と行いました。〇〇年頃に家を建てる際に、許可を得て建てたそうですが、一筆が申請から漏れていたようで、今回の申請になったそうです。始末書、土地改良区の意見書も添付されています。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>宮内英之推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は2件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号7番について議事参与の関係がありますので、先に整理番号7番から審議させていただきます。議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p>

大庭清職務代理	〇〇のため、代わって議事を進行させていただきます。それでは7番について説明をお願いします。
事務局	<p>整理番号7番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美濃地町の田2筆 129 m²です。</p> <p>土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第1種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、用悪水路で、農地法第4条第6項の規定である、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当致します。</p> <p>排水は、既存の側溝に流します。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>なお、第1種農地であるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
大庭清職務代理	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
谷本大輔委員	11番の谷本です。12月19日に中島推進委員と行いました。場所は〇〇から〇〇へ行く道の途中で、〇〇の近くになります。現地はきれいに管理されていました。登記漏れから申請がされたもので、農業用施設であり、始末書、隣接地の同意書も添付されており問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
大庭清職務代理	地元推進委員何かありますか。
中島秀一郎推進委員	ありません。
大庭清職務代理	それでは整理番号7番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
佐原晃子委員	8番の佐原です。転用目的が用悪水路となっていますが、用悪水路とは何でしょうか。
事務局	用悪水路という名前になっていますが、土地改良事業によって敷設された農業用水路になります。
佐原晃子委員	分かりました。
大庭清職務代理	他にありませんか。

理	<p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号7番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
会長	それでは1番に戻りまして説明をお願いします。
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま東町の畑1筆 231㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当致します。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1番の又賀です。現地確認は12月11日に大畑委員と2人で行ないました。場所はかもしま東町にある〇〇の北側になります。〇〇の駐車場として利用されるそうです。土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	2番をお願いします。
事務局	<p>整理番号2番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑1筆 201㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当致します。</p>

	<p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は12月11日に又賀委員と2名で行いました。申請地は久城町の〇〇近くの〇〇になります。個人住宅を新設するため、排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、西平原町の田1筆 1,386㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大庭清職務代理	<p>5番の大庭です。12月13日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地の両隣は耕作されている所でした。隣接農地の所有者の同意はでていますが、実際に耕作されている方への同意は得ていないということでした。現地状況と、隣接農地の所有者の同意書がでていないことから問題ないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
三浦尚人推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>4番をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 4 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田及び畑 2 筆 716 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅及び進入路で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、集落排水に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9 番の北條です。現地確認は 12 月 16 日に領家推進委員と〇〇と行いました。場所は〇〇近くで〇〇にあります。譲渡人は後継ぎもおらず、土地の管理が出来ないといった状況でしたが、この度の申請となりました。隣接農地の承諾書、土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
領家耕一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>5 番と 6 番を一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 5 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田 2 筆 1,126 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、残高証明書が添付されています。</p> <p>整理番号 6 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田 5 筆 1,646 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p>

<p>会長</p>	<p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>北條義洋委員</p>	<p>9番の北條です。現地確認は12月16日に領家推進委員と〇〇と行いました。場所は〇〇の〇〇がありますが、そこから〇〇に向けて〇〇がありますがそのそばです。申請地の一部は〇〇であったり、〇〇であったりということから農業用機械では対応できない場所であり、ほとんどが〇〇といった状態です。隣接農地の承諾書、土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>領家耕一推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は7件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をした7番を除きまして何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番の又賀です。太陽光発電の設置について、所有者と業者が合意したところから転用がされていくと、農地がどんどん虫食い状態になり、そこへ行く進入路の確保の問題や、周辺の農地や周りで耕作している人への影響があるのではないかと不安に思っています。</p>
<p>御神本康一委員</p>	<p>私も太陽光発電についてかなり心配しております。現状として法律がないために、どこでも太陽光発電が申請されている状況です。島根県は全国的に見ても日照時間が長く条件がいいところでもあります。設置業者も県外の会社であり、設置してその後どうするのか、会社の実態等も分からないことが多くあり非常に不安を覚えます。このような状況において、農地を守る立場として、やはり何か制限するような法律が必要であると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>島根県がどういうふう判断されるか分かりませんが、ガイドラインを制定するとなれば、県と連動して行っていく必要があると思います。ただ他県の条例や基準においてもまちまちであり、再生エネルギー自体が国の推進しているものであるということもあります。すぐに結論が出る問題ではありませんが、県内の他市町村の状況も注視していく必要があると思います。</p>

	他にありませんか。
谷本大輔委員	6番の申請地がいびつな形となっていますが、残された周囲の農地は大丈夫なんでしょうか。
北條義洋委員	申請地のくぼんだ形の所に、隣接農地の方の土地に行くために昔は水路があったようで、実際に現地確認の際にそこに水路の後のようなものがあり、このような形となっています。
谷本大輔委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
	それでは無いようですので採決いたします。「議第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。
	(はい、の声)
	それでは許可といたします。次に「議第105号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
事務局	整理番号1番 申請地は、美都町都茂の6筆 合計3,537㎡です。昭和50年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原晃子委員	8番の佐原です。現地確認は12月13日に永見推進委員と行いました。現地は事務局の方からかなり山奥で、道も悪く近くまで行くのも困難なところということで、写真にて確認をしています。申請者にもお聞きしたところ、あがっていくのすら困難な場所であるということでした。問題はないと思います。よろしく申し上げます。
会長	本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
	それでは無いようですので採決いたします。「議第105号 農地でないこと

	<p>の確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 106 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。整理番号 21 番につきましては、議事参与の関係がありますので、議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 21 番</p> <p>申請地は、美濃地町の田 1 筆 1,180 m²です。6 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
谷本大輔委員	<p>11 番の谷本です。この件ですが、貸付人は〇〇に在住であり、今まで別の方が耕作されていましたが、高齢でやめられるということから借受人が借り受けて耕作するそうです。問題はないと思います。</p>
会長	<p>それでは整理番号 21 番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号 21 番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p> <p>それでは 1 番に戻りまして説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 13 件、再設定が 15 件の合計 28 件ございます。それでは、利用権設定の新規について説明いたします</p> <p>整理番号 1 番 2 番については、借り手が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、昭和町の田 2 筆 合計 2,508 m²です。3 年間の使用貸借権設定です。</p>

会長	地元推進委員より説明をお願いします。
増野六彦推進委員	整理番号 1 番と 2 番の件ですが、現地は〇〇と〇〇の間になります。長い間耕作されていみせんでしたが、隣接地を耕作されている方が農地中間管理事業を活用し、借り受けて耕作するそうです。問題はないと思います。
会長	4 番 5 番をお願いします。
事務局	整理番号 4 番 5 番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、高津二丁目の田 2 筆 合計 2,182 m ² です。3 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澁谷記幸推進委員	高津地区の澁谷です。現地確認は 12 月 11 日に須藤委員と行いました。場所は高津の〇〇の近くになります。3 番の貸付人ですが今年まで耕作しておられましたが、高齢のため耕作が出来ないということから、農地中間管理事業を活用するそうです。4 番の貸付人ですが〇〇で、高齢のため耕作が出来ないということから農地中間管理事業を活用するそうです。問題はないと思います。
会長	7 番をお願いします。
事務局	整理番号 7 番 申請地は、遠田町の田 3 筆 3,762 m ² です。5 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澤江浩一推進委員	安田地区の澤江です。この案件は契約の満期に伴い農地中間管理事業を活用するそうです。問題はないと思います。
会長	11 番をお願いします。
事務局	整理番号 11 番 申請地は、横田町の田 1 筆 1,316 m ² です。9 年 3 ヶ月間の貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
領家耕一推進	豊田地区の領家です。今まで相対契約でしたが、この度農地中間管理事業

委員	を活用するそうです。問題はないと思います。
会長	16番17番をお願いします。
事務局	整理番号16番17番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、安富町の田2筆 合計3,107㎡です。8年3ヶ月間の賃貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
領家耕一推進委員	豊田地区の領家です。この2件は耕作者が規模縮小したいとのことから解約をされ、次に耕作される方が農地中間管理事業を活用して借り受けるそうです。問題はないと思います
会長	20番をお願いします。
事務局	整理番号20番 申請地は、美濃地町の田1筆 1,894㎡です。5年3ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
中島秀一郎推進委員	美濃地区の中島です。現地確認は12月19日に谷本委員と行いました。今まで相対契約で行っていましたが、農地中間管理事業を活用するそうです。問題はないと思います。
会長	22番をお願いします。
事務局	整理番号22番 申請地は、美濃地町の田1筆 2,645㎡です。4年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
中島秀一郎推進委員	美濃地区の中島です。現地確認は12月19日に谷本委員と行いました。今まで相対契約で行っていましたが、この度借受人が借り受けて耕作するそうです。問題はないと思います。
会長	25番をお願いします。
事務局	整理番号25番 申請地は、匹見町紙祖の田1筆 2,472㎡です。3年3ヶ月間の使用貸借権

	設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見の渡邊です。今まで貸付人が別の方をお願いしていましたが、その方が出来なくなったということから借受人が借り受けて耕作するそうです。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
会長	28 番をお願いします。
事務局	整理番号 28 番 申請地は、匹見町澄川の田 1 筆 2,441 m ² です。10 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見の渡邊です。今まで貸付人が耕作していましたが、来年から農地中間管理事業に預けたいとのこと。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
会長	本日は再設定を含め 28 件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をした 21 番を除きまして何かご意見やご質問などございませんか。 それでは無いようですので採決いたします。「議第 106 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。 (はい、の声) それでは許可といたします。次に「議第 107 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
事務局	整理番号 1 番 申請地は、土井町の畑 1 筆 111 m ² です。申請地が所在する益田地区の下限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、申請地は道路に面しておらず、進入するためには買受予定者の自宅敷地を通行させてもらう必要があります。買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。 許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。 なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と

	<p>申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 12 月 11 日に大畑委員と 2 人で行いました。場所は土井町の〇〇の側です。現地は進入路が無く住宅地の半ばにあります。事務局の説明の様に他からは行くことが出来ない土地となっています。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
増野六彦推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>申請地は、喜阿弥町の田及び畑 2 筆 2,349 m²です。申請地が所在する小野地区の下限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、申請地は空き家に附属する農地で、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
柳田継男委員	<p>13 番の柳田です。この案件は〇〇である買受人が住宅を購入され、農地も一緒に取得されるそうです。付近には耕作されている所もあり、しっかりと耕作するように伝えてあります。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
宮内英之推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は 2 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問など</p>

事務局	<p>ございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 107 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p> <p>報第 91 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について</p> <p>届出件数は、12 件です。11 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望がございます。</p> <p>報第 92 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について</p> <p>届出件数は、3 件です。</p> <p>解約理由は、1 番、2 番は農地中間管理事業利用のため、3 番は耕作不便のためです。</p> <p>報第 93 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について</p> <p>届出件数は、2 件です。</p> <p>解約理由は、1 番は借り人の変更のため、2 番は農地中間管理事業利用のためです。</p> <p>報第 94 号 公共工事の施行に伴う廃土処理に係る届出について</p> <p>届出件数は、2 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、大谷町の 2 筆 783 m²です。施工者は島根県益田県土整備事務所長で、工期は令和 3 年 11 月 15 日頃から令和 4 年 3 月 31 日です。</p> <p>工事終了後は、現状復旧します。</p> <p>整理番号 2 番 土地の所在は、匹見町澄川の 7 筆 2,008 m²です。施工者は島根県益田県土整備事務所長で、工期は令和 4 年 1 月 11 日頃から令和 6 年 3 月 31 日です。</p> <p>埋め立て後は畑として利用されます。</p> <p>報第 95 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について</p> <p>届出件数は、1 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、久城町の 1 筆 184 m²です。</p>
-----	--

会長	<p>転用面積は 184 m²のうち 30 m²で進入路を敷設されます。</p> <p>報第 96 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について</p> <p>届出件数は、4 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、下種町の 1 筆 684 m²のうち 4 m²です。</p> <p>整理番号 2 番 土地の所在は、美都町宇津川の 1 筆 883 m²のうち 15 m²です。</p> <p>整理番号 3 番 土地の所在は、匹見町落合の 1 筆 254 m²のうち 15 m²です。</p> <p>整理番号 4 番 土地の所在は、久城町の 1 筆 438 m²のうち 2.25 m²です。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 18 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
----	---